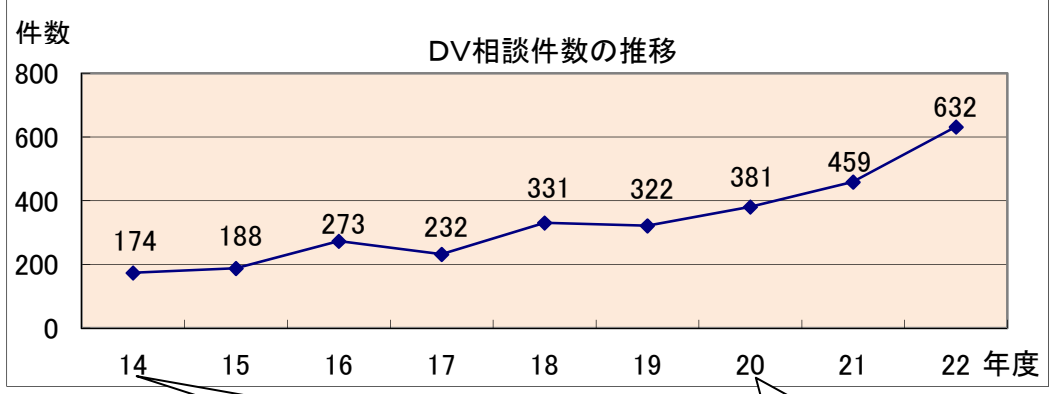


# 第2次「高知県DV被害者支援計画」(案)の概要

## 現状と課題

◆**県民の意識** 県民意識調査 (H21.12実施)  
 ◇「DVを直接、経験したことがある」は約3割、そのうち「誰(どこ)にも相談しない」が半数ほどを占め、公的機関など外部に相談する人は少ない。  
 ● 潜在化する被害者の早期発見・通報や相談体制の整備が重要  
 ◇H16年の調査から比べ、「平手でぶつ、足でける」といった身体的暴力に加え、「大声でどなる」といった精神的暴力などの加害も、どの年代でも概ね増加傾向にある。  
 ● DVの理解に向けたさらなる意識啓発が重要

◆**配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談の状況**  
 ◇DV相談件数は年々増加 ● 相談窓口のさらなる周知や、相談や一時保護体制の充実が重要



◆**虐待の世代間連鎖**  
 幼少時の児童虐待や、育った家庭でのDVなど、被害者、加害者ともに虐待の連鎖が疑われる事例が多い。  
 ● 被害者だけでなく、同伴の子どもの心身のケアが重要

◆**処遇困難ケースの増加**  
 一時保護する被害者は、経済的な基盤の弱さや、精神的、知的な問題を持っているなど、自立困難なケースが多い。  
 ● 複数の機関が連携して、継続的な自立支援を行うことが重要

◆**自立への壁**  
 DV被害者は、長年の暴力による社会との断絶の中で、対人恐怖、体調不良、子育てや経済上の不安など、様々な問題を抱えている。  
 ● 地域の見守りの中で、時間をかけての自立支援が重要

◆**社会経済情勢**

◆**核家族の進行・地域のつながりの希薄化**  
 DV被害の潜在化や被害者の地域での孤立化により、早期の対策、息の長い支援がやりにくなる。  
 ● 地域の中での早期発見や、被害者がすくすく居場所づくりなどが重要

◆**中高生への携帯電話の普及**  
 デートDVなど若年層への被害の拡大が懸念される。  
 ● デートDVを予防する意識啓発や、安心して相談できる環境づくりが重要  
 自分専用の携帯電話の所持率・・・高校生：男子 96.9%・女子 97.2%、中学生男子 40.1%・女子 51.5%  
 (内閣府「平成22年度青少年のインターネット利用環境実態調査」)

◆**経済・雇用情勢の低迷**  
 失業などがDVの引き金になるとともに、容易に就職できず、自立や社会復帰が困難となる。  
 ● 自立に向けた、社会資源の活用や就労支援等が重要

## 視点

I  
**関係機関・団体間の連携のさらなる強化**

II  
**教育と普及啓発のさらなる強化**

III  
**暴力の連鎖を断つための子どものケアの充実**

IV  
**一時保護所退所後のフォローアップの強化**

V  
**地域で安心して暮らすことができる環境づくり**



## 2次計画

【基本の柱】	【重点目標】	【取組項目】	
1 社会づくり DVを許さない	(1)関係機関・団体の連携等による取組の推進 (2)DV防止のための教育・普及啓発 (3)被害者支援に携わる人材の確保及び専門性の向上 (4)加害者への対応	① <b>関係機関・団体の連携強化</b> ・ブロック別関係機関連絡会議の開催 ・DV対策連携支援ネットワーク会議の充実 ②基本計画の策定と取組の推進 ・市町村基本計画の策定と取組の推進 ①生涯にわたる人権教育の推進 ②DV防止の意識啓発の拡充 ③ <b>若者に対するデートDVの予防強化</b> ・中高生、大学生及び保護者を対象とした授業及び研修の実施 ・広報紙、テレビ、ラジオ、ホームページ等多様な広報媒体を活用した意識啓発 ①人材の確保 ②相談員等の専門性の向上 ③相談員のメンタルヘルスケアの充実 ①加害者への厳正な対応 ②加害者の更生 ③加害者の気づき	関係機関が連携して まずは予防から
2 見、安心して相談できる体制づくり	(1)相談窓口の周知と相談につなげる体制整備 (2)配偶者暴力相談支援センターの機能強化 (3)高齢者、障害者、外国人が相談しやすい体制づくり	①配偶者暴力相談支援センターの周知 ②発見、通報及び相談に関する体制整備 ①配偶者暴力相談支援センターの職員の専門性の向上 ②県その他機関との連携強化 ③市町村との連携強化 ①配偶者暴力相談支援センターの周知 ②各相談機関における相談機能の強化 ③相談窓口のバリアフリー化	早期発見・通報で 早めの手立てを
3 DV被害者の一時保護体制の充実	(1)関係機関の連携による一時保護と安全の確保 (2)配偶者暴力相談支援センターにおける一時保護体制の充実 (3)民間支援施設等との連携による一時保護体制の充実	①迅速な一時保護の実施 ②同伴者を含めた安全の確保 ①被害者の心理ケアの充実 ② <b>子どもの心身のケアの充実</b> ・児童相談所等と連携した子どもの心理判定やカウンセリングの実施 ・療育福祉センターと連携した障害の心配のある子どもへの対応 ③保育、学習支援の充実 ④災害に備えた体制づくり ①郡部における一時保護施設の確保 ②民間支援施設等との連携	一時保護の充実で 心身の回復を図る
4 DV被害者の自立支援	(1)DV被害者の生活再建 (2)安全安心な暮らしへのフォローアップの充実	①住宅の確保 ②就労支援の充実 ③生活支援の充実 ④民間支援団体等との連携による経済的支援 ⑤庁内関係課による支援策の協議 ①関係機関の連携による被害者の情報共有と見守り ② <b>被害者及び子どもの心身の回復の支援</b> ・配偶者暴力相談支援センター等による退所者へのフォローアップの充実 ・(自立支援員による退所者に対する支援及び継続的なカウンセリングの実施)	自立生活を 後押し
5 地域における取組の推進	(1)地域での見守り体制づくり (2)早期発見、通報及び相談体制づくり (3)自立支援の取組	①市町村の取組強化 ・市町村基本計画の策定と取組の推進(再掲) ②関係機関・団体のネットワークづくり ・ブロック別関係機関連絡会議を通じた連携強化 ①地域の関係機関・団体、者による発見、通報、相談 ・地域における関係機関・団体、者との連携強化 (小地域の早期発見・見守り支援ネットワークや小地域ケア会議との連携) ②各種支援制度の活用による生活再建 ・生活保護、保育支援、就労支援制度等の情報提供及び利用への支援 ①自立への継続的な支援 ・地域のネットワークの構築による情報共有 (小地域の早期発見・見守り支援ネットワークや小地域ケア会議との連携) ②地域での居場所づくり ・あったかふれあいセンター等との連携 ③子どもの健やかな成長の見守り ・養護教諭やスクールカウンセラーによる学校でのケア ・スクールソーシャルワーカー及び市町村職員等による家庭等でのケア	地域で継続的な見守り

### 国の「第3次男女共同参画基本計画」(H22.12決定) 抜粋 第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

**配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進のための「施策の基本的方向」**

配偶者からの暴力の被害者に対する支援等に当たっては、中核としての役割を担う都道府県と最も身近な行政主体である市町村が、適切な役割分担と相互連携の下に、各種の取組を効果的に実施する。

被害者支援については、相談体制の充実を図るとともに、都道府県及び市町村の関係機関の連携を核としつつ、民間団体を含めた広範な関係機関の参加と連携協力の下、被害者の保護から自立支援に至る各段階にわたり、被害者の置かれた状況や地域の実情に応じた切れ目のない支援を行う。

予防から被害者の自立支援まで切れ目のないサポート